

○福井県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例

〔平成19年4月1日〕
〔条例第14号〕

平成20年 4月 1日条例第 4号
平成21年11月30日条例第 9号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 個人情報の適正な取扱いの確保（第6条—第12条）
- 第3章 個人情報の開示請求等の権利
 - 第1節 開示請求権（第13条—第24条）
 - 第2節 訂正請求権（第25条—第28条）
 - 第3節 利用停止等請求権（第29条—第32条）
- 第4章 不服申立て等（第33条—第35条）
- 第5章 雑則（第36条—第42条）
- 第6章 罰則（第43条—第48条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、福井県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が保有する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、広域連合行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 実施機関 広域連合長、選挙管理委員会、監査委員及び議会をいう。
- (3) 事業者 事業を営む法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。
- (4) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をい

う。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

(5) 本人 個人情報によって識別され、又は識別され得る特定の個人をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する広域連合の施策に協力するよう努めなければならない。

（住民の責務）

第5条 住民は、相互に個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報を適切に管理し、かつ、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 個人情報の適正な取扱いの確保

（個人情報取扱事務の届出）

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を広域連合長に届け出なければならない。

(1) 個人情報取扱事務の名称

(2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称

(3) 個人情報取扱事務の目的

(4) 個人情報の収集方法

(5) 個人情報の内容

(6) 個人情報の対象者

(7) 第8条第1項ただし書の規定による個人情報の利用又は同条第2項ただし書の規定による個人情報の提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先

(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は届出に係る個人情報取扱事務を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を広域連合長に届け出なければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ない理由により、あらかじめこれらの規定による届出をすることができないときは、当該個人情報取扱事務を開始、変更又は廃止した日以後において当該届出をすることができる。

4 広域連合長は、前3項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を速やかに福井県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に報告しなければならない。

5 広域連合長は、第1項から第3項までの規定による届出に係る事項を公表しなければならない。

6 前各項の規定は、広域連合の職員又は職員であった者に係る人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報取扱事務については、適用しない。

（収集の制限）

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う目的（以下「取扱目的」と

いう。)を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めがあるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 他の実施機関から提供を受けて収集するとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関があらかじめ審査会の意見を聴いた上で、本人以外のものから収集することが事務の執行上やむを得ない場合又は本人以外のものから収集することについて相当の理由がある場合であって、当該収集をすることによって本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。
- 4 実施機関は、前項第4号又は第6号の規定に該当して本人以外のものから個人情報を収集したときは、その旨及び当該個人情報に係る取扱目的を本人に通知しなければならない。ただし、審査会の意見を聴いた上で適当と認めるときは、この限りでない。
- 5 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 法令等の定めがあるとき。
 - (2) 実施機関があらかじめ審査会の意見を聴いた上で、事務の目的を達成するために必要不可欠であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。

（利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、個人情報を収集したときの取扱目的以外の目的のために、当該個人情報を当該実施機関内において利用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の定めがあるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 同一実施機関内で利用する場合又は広域連合の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供する場合であって、利用するもの又は提供を受けるものの所掌する事務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、当該個人情報を利用することに相当の理由があると認められるとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、あらかじめ審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。
- 2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、前項各号のいずれかに該当する場合及び本人に提供する場合は、この限りでない。
 - 3 実施機関は、前項ただし書の規定により実施機関以外のものに個人情報を提供する場合におい

て必要があると認めるときは、当該個人情報の提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又は当該個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

（平20条例4・一部改正）

（オンライン結合による提供の制限）

第9条 実施機関は、法令等の規定に基づき提供する場合を除き、オンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の情報機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を当該実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。）による個人情報の提供をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置が講じられていると認めるときは、オンライン結合により、個人情報を提供することができる。

（適正な維持管理）

第10条 実施機関は、個人情報に係る取扱目的を達成するために必要な範囲内において、その保有する個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、その保有する個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（委託に伴う措置等）

第11条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託しようとするときは、当該契約において、個人情報の適切な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

2 実施機関から前項に規定する事務の委託を受けたものは、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項に規定する事務の委託を受けたもの及び当該事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（職員等の義務）

第12条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第3章 個人情報の開示請求等の権利

第1節 開示請求権

（開示の請求）

第13条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

3 本人が開示請求をすることができないやむを得ない理由がある場合において、本人の意思が明確で、かつ、開示請求の権利の濫用のおそれがないと認められる場合には、前項の法定代理人以外の代理人により開示請求をすることができる。

4 本人が死亡している場合には、次に掲げる者に限り、当該死亡した本人（以下「死者」という。）に係る個人情報の開示の請求をすることができる。

- (1) 死者の死亡の時死者の法定代理人であった者
- (2) 死者の相続人（財産、不法行為による損害賠償請求権その他の死者を被相続人とする相続を原因として取得した権利義務に関する情報の開示の請求をする場合に限る。）
- (3) 死者の死亡の時死者の配偶者等（配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び2親等内の血族その他これに準ずる者として規則で定めるものをいう。）であった者（慰謝料請求権、遺贈その他の死者の死亡に起因して相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報の開示の請求をする場合に限る。）
- (4) 前3号に掲げる者のほか、審査会の意見を聴いた上で、実施機関が開示の請求を相当と認めた者（審査会の意見を聴いた上で、実施機関が相当と認めた情報の開示の請求をする場合に限る。）

（開示請求の手続）

第14条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所並びに代理人による開示請求の場合にあっては、本人の氏名及び住所又は前条第4項各号に掲げる者のする開示請求の場合にあっては、死者の氏名及び住所であった所
- 2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類として規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

（個人情報の開示義務）

第15条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかに該当する場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の定めるところにより、開示することができないと認められる情報
- (2) 開示請求者（当該開示請求者が代理人の場合は、本人をいう。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。）であって、開示することにより、当該個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの
- (3) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な権利利益を侵害すると認められるもの
- (4) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する情報であって、開示請求者に開示することにより、事務の適正な執行に著しい支障が生じるおそれがあるもの
- (5) 広域連合の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務の性質上、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 入札、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6) 開示することにより、人の生命、身体、財産及び社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(7) 未成年者の法定代理人から開示請求がなされた場合であって、開示することにより、当該未成年者の利益に反すると認められる情報

（一部開示）

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に、かつ、当該開示請求の趣旨を損わない程度に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（裁量的開示）

第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため、特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（個人情報の存否に関する情報）

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する決定等）

第19条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示を実施する日時及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、実施機関は、開示請求があった場合において、直ちに開示請求に係る個人情報の全部を開示するときは、口頭で行うことができる。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による個人情報の一部を開示する旨の決定又は前項の規定による個人情報の全部を開示しない旨の決定（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る個人情報を保有していないときの個人情報の全部を開示しない旨の決定を除く。）をした場合において、当該個人情報の一部又は全部を開示することができることとなる期日があらかじめ明らかであるときは、当該期日及び開示することができる範囲を前2項の規定による通知に付記しなければならない。

（開示決定等の期限）

第20条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日の翌日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（第三者の意見の聴取等）

第21条 開示請求に係る個人情報に広域連合及び開示請求者以外の者（以下この条、第34条及び第35条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関の規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第15条第2項又は第15条第3項に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を第17条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、第19条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第33条及び第34条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第22条 個人情報の開示は、個人情報が記録された公文書の当該個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行うものとする。

2 実施機関は、閲覧又は写しの交付の方法による個人情報の開示にあつては、当該個人情報が記録された公文書が汚損し、又は破損するおそれがあるとき、第16条の規定により個人情報の一部を開示するときその他相当の理由があるときは、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

3 第14条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

（開示の請求の特例）

第23条 実施機関が別に定める個人情報について、本人が開示請求しようとするときは、第14条の規定にかかわらず、開示請求者は、当該個人情報の本人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示し、口頭により開示の請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定による開示の請求があつたときは、本人であることを確認して、実施機関が定める方法により速やかに開示するものとする。

（費用の負担）

第24条 個人情報の開示に係る手数料は無料とする。この条例の規定により個人情報が記録された公文書の写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第2節 訂正請求権

（訂正の請求）

第25条 何人も、実施機関から開示を受けた自己に関する個人情報について事実と異なると認めるときは、当該実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

2 第13条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

（訂正請求の手續）

第26条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正を求める内容及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、当該訂正の内容が事実と合致することを証明する資料を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

（訂正請求に対する決定等）

第27条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部又は一部について訂正をするときは、その旨の決定をし、速やかに当該個人情報の訂正を行った上で、当該訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部又は一部について訂正をしないときは、その旨の決定をし、速やかに訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第28条 前条第1項及び第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内にななければならない。ただし、第26条第3項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第20条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。

第3節 利用停止等請求権

（利用停止等の請求）

第29条 何人も、実施機関から開示を受けた自己に関する個人情報を実施機関が第7条の規定に違反して収集したと認めるときは、当該実施機関に対し、当該個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる。

2 何人も、実施機関から開示を受けた自己に関する個人情報を実施機関が第8条又は第9条の規定に違反して利用し、又は提供していると認めるときは、当該実施機関に対し、その利用又は提供の停止を請求することができる。

3 第13条第2項から第4項までの規定は、前2項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止の請求（以下「利用停止等請求」という。）について準用する。

（利用停止等請求の手続）

第30条 利用停止等請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止等請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止等請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 利用停止等請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 利用停止等を求める内容及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第14条第2項及び第3項の規定は、利用停止等請求について準用する。

（利用停止等請求に対する決定等）

第31条 実施機関は、利用停止等請求に係る個人情報の全部又は一部について利用停止等をするときは、その旨の決定をし、速やかに当該個人情報の利用停止等を行った上で、利用停止等の請求をした者（以下「利用停止等請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止等請求に係る個人情報の全部又は一部について利用停止等をしないときは、その旨の決定をし、速やかに利用停止等請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止等決定等の期限）

第32条 前条第1項及び第2項の決定（以下「利用停止等決定等」という。）は、利用停止等請求があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第30条第2項において準用する第14条第3項の規定により利用停止等請求書の補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第20条第2項の規定は、利用停止等決定等について準用する。

第4章 不服申立て等

（不服申立てがあつた場合の手続）

第33条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止等決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てがあつた場合は、当該不服申立てについて裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第35条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求に係る個人情報の全部を訂正する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。
- (4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止等決定等（利用停止等請求に係る個人情報の全部の利用停止等をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止等請求の全部を容認して利用停止等をするときとするとき。

2 開示決定に対する第三者からの不服申立てがあったときは、実施機関は、審査会の答申を受けるまで、開示を停止するものとする。

3 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第34条 前条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止等請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第35条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該第三者に関する個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

（苦情の処理）

第36条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 広域連合長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情の相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

3 前項の場合において、広域連合長は、事実を明らかにするために必要な限度で、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

（広域連合長の助言）

第37条 広域連合長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、実施機関に対し、個人情報の保護について報告を求め、又は助言をすることができる。

（住民及び事業者に対する個人情報の保護施策）

第38条 広域連合長は、住民及び事業者が個人情報の保護について適切な措置を講ずることができるよう、意識の啓発その他必要な施策の推進に努めなければならない。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第39条 広域連合長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に協力を要請し、又は国及び他の地方公共団体の協力の要請に応じるものとする。

（運用状況の公表）

第40条 広域連合長は、毎年1回、この条例の運用状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

（他の法令等との調整）

第41条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号。以下この条において「法」という。）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。第3号において同じ。）に含まれる個人情報その他の法第52条第1項に規定する個人情報
 - (2) 法第2条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報
 - (3) 法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた法第2条第5項に規定する統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
 - (4) 法第2条第1項に規定する行政機関（以下この号において「行政機関」という。）が法第29条第1項の規定により他の行政機関から提供を受けた法第2条第10項に規定する行政記録情報に含まれる個人情報
 - (5) 広域連合の施設において、一般住民の利用に供することを目的として管理している図書、刊行物等に記録されている個人情報
- 2 法令等の規定により、個人情報の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付又は訂正の手續が別に定められている場合においては、当該法令等の定めるところによる。

（平21条例9・一部改正）

（委任）

第42条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

（平20条例4・追加）

第43条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第11条第2項の委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（公文書に記録されている個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の公文書に記録されている個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

（平20条例4・追加）

第44条 前条に規定する者が、当該業務に関して知り得た公文書に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

（平20条例4・追加）

第45条 第11条第2項の規定による受託業務を行う法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときには、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しては、当該各条の罰金に処する。

（平20条例4・追加）

第46条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

（平20条例4・追加）

第47条 偽りその他不正な手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

（平20条例4・追加）

第48条 第43条から前条までの規定は、広域連合の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

（平20条例4・追加）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成21年条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。